令和○年（少）第○○号　殺人保護事件

被害者審判傍聴についての意見書

令和○年○月○日

福岡家庭裁判所少年部　御中

少年　 〇 〇 〇 〇

　付添人弁護士　福岡　九州男

上記少年に対する頭書保護事件について、被害者等による審判傍聴の申出に対する付添人の意見は、下記のとおりである。

意見の趣旨

　　　被害者の母親Bによる審判傍聴は不相当である。

意見の理由

第1　事案の概要

本件は、少年が、同居していた実母及びその交際相手である被害者Aから、従前から度重なる身体的虐待を受けていたところ、少年が大学に進学したい旨述べたことに激昂したAから殴る蹴るなどの暴行を受けたため、大学に進学するにはAを殺害するほかないと考え、柳刃包丁でAの胸部、腹部等を刺して殺害したという事案である。

第2 少年審判の非公開原則の趣旨

少年審判は非公開が原則とされている（少年法22条2項）が、その趣旨は、少年の抱えている問題点（要保護性）を明らかにし、その改善方法を明らかにするためには、少年の性格、成育歴のみならず、その家族のプライバシーにかかわる事項も詳細に明らかにする必要があるところ、そのような事項を調査・審判において少年や保護者に率直に述べてもらうために、手続の秘密性が必要不可欠となるからである。

したがって、かかる非公開原則の例外を定めた少年法22条の4第1項は、少年法の理念を害さないために厳格に解釈適用しなければならない。

同条項は、傍聴を許す要件として「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」と定めているところ、以下に詳述するとおり、本件被害者等の申出にかかる審判の傍聴は不相当である。

第3　少年の健全育成に対する悪影響

1　少年は、事件の動機・背景、特に、事件関係者や被害者との関係について話が及ぶとパニックを起こし、留置施設において自傷行為に及んだこともある。

　そもそも本件において、少年の成育歴には大きな問題があり、このことが本件非行の遠因となったことは疑問の余地がない。すなわち少年は、実母及びその交際相手から度重なる身体的虐待を受け、骨折したこともあったほか、本件の直前に児童相談所に一時保護され、本件は一時保護が解除されてから3日後の出来事であった。また少年は、本件で逮捕・勾留された後に精神鑑定を受けた際、軽度の発達障害とPTSD（心的外傷後ストレス障害）を指摘されている。

2　少年審判においては、少年の問題点（要保護性）の指摘と、それを踏まえた上で少年の内省を深めさせることに主眼が置かれている。しかしながら、本件審判期日の時点においても、事件発生から3ヶ月程度しか経っておらず、少年の事件関係者や被害者に対する精神的動揺はいまだ収まっていない。従って、現時点では、少年が内省を深めること自体に相当な困難がある。

3　 このような段階で、申出人による審判傍聴がなされることになれば、申出人が審判に在席しているというその事実自体が、少年の心情に著しい悪影響を及ぼす可能性が大である。そうなると、家庭裁判所からの教育的働きかけもその内面に届かず、少年自身の事件の振り返りを妨げ、結果的に少年の健全な育成を妨げるおそれがある。

第4　審判傍聴が相当でないこと

1. 申出人は少年に対して厳しい感情を有している。

しかしながら、本件は、少年が被害者から長年にわたって虐待を受け続けていたという関係性が背景にあるのであり、少年が本件非行に及んだ動機には多分に同情の余地がある。従って、本件については、かかる経緯に共感を示しつつも、他人の生命を奪ってしまった行為がなぜいけなかったのか、というアプローチで少年の内省を深めさせるような接し方が必要であるが、被害者等の傍聴により、かかるアプローチを取ることに支障が出る可能性は否定できない。

2 　他にも、申出人の傍聴が認められることによって、少年は、過去の虐待行為がフラッシュバックするなどして、過度の圧迫を感じるおそれがある。

かかる事情に鑑みると、本件の審判の傍聴は相当でない。

第5　被害者傍聴における弾力的運用の要請について

以上のとおり、付添人としては、被害者傍聴そのものが相当でないと思料する。しかし、仮にこれを認めるとしても、具体的な審判手続の進行に関しては、少年審判であることを踏まえて十分な配慮がなされなければならない。

1　審判傍聴を認める範囲

第4までに記載した事情を踏まえれば、仮に審判の一部について傍聴を認めるとしても、傍聴を認める範囲については慎重に判断すべきである。

具体的には、審判の進行においては、非行事実の審理と要保護性の審理とを分けた上で、要保護性の審理では被害者等を退席させるべきである（少年審判規則31条1項）。

審理にあたっても、少年のプライバシーに関する事項である虐待の経過や発達障害・PTSDに関する詳細な内容は、申出人の前で取り上げるべきではない。

2　遺影

遺影の持ち込みは不相当である。

3　遮蔽等を行い、少年への心理的影響を軽減させる措置

少年は、申出人の姿を目の当たりにすることにより、激しく動揺し、十分に供述することができなくなる可能性がある。このため、少年と被害者等との間に遮蔽を行うことが必要かつ相当である。

第６　結論

以上のとおり、本件申出にかかる審判の傍聴は不相当であり、許可すべきではない。

以上